「一、三五〇、〇〇〇円」を「一、三九〇、〇〇〇円」に、「一、〇八〇、〇〇〇円」を「一、一一〇、〇〇〇円」に、「五、三九〇、〇〇〇円」を「五、五六〇、〇〇〇円」に、「四、三一〇、〇〇〇円」を「四、四〇〇、〇〇〇円」に改め、同表第四号中「平成十三年度以前に発行について同意又は許可を得たもの」を「平成十三年度以前に発行について許可を得たもの」に改め、同表第五号中「過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項」を「過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項」に改め、同表第六号中「六〇、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に改め、同表第七号中「一〇四、〇〇〇円」を「一〇九、〇〇〇円」に改め、同表第八号中「二、七七三、〇〇〇円」を「二、八四一、〇〇〇円」に、「二、九一二、〇〇〇円」を「三、〇一三、〇〇〇円」に改め、同表第九号一中「五一八円」を「五一九円」に、「五二四、〇〇〇円」を「四二五、〇〇〇円」に、「一、六五六、〇〇〇円」を「二、〇九三、〇〇〇円」に改め、同号二中「又は市町村の合併の特例等に関する法律第四条第十四項の規定による合併協議会設置協議に係る投票、同法第五条第二十一項の規定による同一請求に基づく合併協議会設置協議に係る投票若しくは同法第六十一条第十七項の規定による合併協議会設置協議に係る投票」を「、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「合併特例法」という。）第四条第十四項の規定による合併協議会設置協議に係る投票若しくは同法第五条第二十一項の規定による同一請求に基づく合併協議会設置協議に係る投票又は改正前法第四条第十四項の規定による同条第二項に規定する合併協議会設置協議に係る投票、同法第五条第二十一項の規定による同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議に係る投票若しくは同法第六十一条第十七項の規定による同条第三項に規定する合併協議会設置協議に係る投票」に、「五二四、〇〇〇円」を「四二五、〇〇〇円」に、「一、六五六、〇〇〇円」を「二、〇九三、〇〇〇円」に改め、同表第十三号一中「前々年度の決算における有収水量1㎥当たりの資本費から172円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額（以下「高料金上水道事業繰出基準額」という。）の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額」を「高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有収水量1㎥当たりの資本費から167円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額（以下「高料金上水道事業繰出基準額」という。）の範囲内に限る。）」に、同号二中「について、高料金上水道事業繰出基準額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額」を「に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金上水道事業繰出基準額（資本費分）という。）の範囲内において高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）」に改め、同表第十五号中「同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の」を「公立大学法人等が」に、「道府県」を「都道府県」に改め、同表第二十二号一中「一七七円」を「一七一円」に、「一五七円」を「一五九円」に、「前々年度の決算における有収水量1㎥当たりの資本費から157円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額（以下「高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）」という。）の範囲内において高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に係る分として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額」を「高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有収水量1㎥当たりの資本費から159円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額に0.5を乗じて得た額（以下「高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）」という。）の範囲内に限る。）」に、「において前々年度における当該施設の稼働に要した電気料金及び当該年度の逆浸透膜の交換に要する経費として総務大臣が調査した額（以下「高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）」という。）の範囲内において当該経費に係る分として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額」を「に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（前年度における当該施設の稼働に要した電気料金及び逆浸透膜交換経費分）」という。）の範囲内に限る。）」に改め、同号二中「について、高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内において当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額」を「に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内に限る。）」に改め、同表第二十四号を次のように改める。

二十四	工業用水道事業の経営健全化対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	

第三条第一項第三号イの表第二十八号中「昭和四十年」を「昭和三十五年」に、「平成十二年」を「平成十七年」に、「〇・一八九」を「〇・一五四」に、「〇・四二」を「〇・五六」に、「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同号の表を次のように改める。

区分			額
国調人口減少率が〇・二八〇以上の市町村	市	高齢者比率（国勢調査の結果による平成十七年の人口のうち六十五才以上の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・二九〇以上又は若年者比率（国勢調査の結果による平成十七年の人口のうち十五才以上三十才未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・一四〇以下	四四、〇〇〇、〇〇〇円
	町村		二三、〇〇〇、〇〇〇円
国調人口減少率が〇・一五四以上〇・二九〇未満の市町村	市	高齢者比率が〇・二五一以上〇・二八九以下又は若年者比率が〇・一四一以上〇・一五一以下	三九、〇〇〇、〇〇〇円
	町村		二〇、〇〇〇、〇〇〇円
	市	高齢者比率が〇・二九〇以上又は若年者比率が〇・一四〇以下	二九、〇〇〇、〇〇〇円
	町村		一五、〇〇〇、〇〇〇円

第三条第一項第三号イの表第二十九号中「の額に〇・二を乗じて得た額の範囲内において当該年度中に一般会計から電気事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額とする。」を「の財源に充てるため当該年度中に一般会計から電気事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・一を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額とする。」に改め、同表第三十一号中「外国教育施設日本語指導教員派遣事業」を「職員の海外派遣」に改め、同表第三十二号を削り、同表第三十三号中「前条第一項第一号の表第三十七号」を「前条第一項第一号の表第二十六号」に改め、同号を同表第三十二号とし、同表第三十四号中「287,000円」を「256,000円」に改め、同号を同表第三十三号とし、同表第三十五号を同表第三十四号とし、同表第三十六号を同表第三十五号とし、同表第三十七号中「前条第一項第一号の表第三十八号」を「前条第一項第一号の表第二十八号」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表第三十八号を同表第三十七号とし、同表第三十九号を同表第三十八号とし、同表第四十号中「前条第一項第一号の表第三十一号」を「前条第一項第一号の表第三十号」に改め、同号を同表第三十九号と